

# 大分県報

平成三十年  
号外（七八）  
十一月三十日

（金曜日）

## 目次

### 規則

- 大分県行政組織規則の一部改正……………一  
大分県会計規則の一部改正……………一  
人事委員会規則……………一  
給料表の適用範囲に関する規則の一部改正……………一  
職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………二  
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………二  
人事委員会告示……………二  
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………二

### 規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広瀬 貞

#### 大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項の表の生活環境部の項中「、動物愛護班」を削る。  
第二十三条の五第十二号中「環境」の下に「並びに海洋環境」を加える。  
第二十八条第十三号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。  
第五十六条の表の大分県中部振興局の項中「消費生活・男女共同参画プラザ」の下に「動物愛護センター」を加える。

平成三十年十一月三十日

### 附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。ただし、第二十三条の五第十二号及び第二十八条第十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広瀬 貞

#### 大分県規則第八十一号

#### 大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第二中

北部保健所豊後高田保健部

豊後高田市

を

北部保健所豊後高田保健部

豊後高田市

に改める。

別表第三の大分県中部振興局の項の所属かいの欄を次のように改める。

大分県税務所

中部保健所由布保健部

大分県動物愛護センター

別表第四の大分県消費生活・男女共同参画プラザの項の次に次のように加える。

大分県動物愛護センター	愛護企画課長	愛護企画課長	愛護企画課長		
-------------	--------	--------	--------	--	--

### 附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

#### 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

大分県人事委員会委員長 石井 久子

大分県報号外（規則・人事委規則）

大分県人事委員会規則第十四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「大分県こころとからだの相談支援センター」を「大分県こころとからだの相談支援センター」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十五号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の部のことろとからだの相談支援センターの項の次に次のように加える。

動物愛護センター	(1) 狂犬病予防業務及び動物管理業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。	二
	(2) 狂犬病予防業務及び動物管理業務に従事する獣医師 で人事委員会が指定するもの	一

別表第三の知事の事務部局の部の消費生活・男女共同参画プラザの項の次に次のように加える。

動物愛護センター	所長	六種
	参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の消費生活・男女共同参画プラザの項の次に次のように加える。

動物愛護センター	所長
----------	----

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第三号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業の項中

「中津児童相談所」を「中津児童相談所  
大分県動物愛護センター」に改める。

附則

この告示は、平成三十年十二月一日から施行する。